

香川県農業試験場跡地北側エリア未利用地の利活用に向けてのサウンディング型市場 調査実施要領

1 はじめに

本市では、平成24年度に香川県農業試験場跡地を県等から取得後、「仏生山北側エリア整備基本計画」を策定し、エリアの基本理念・コンセプトに基づき、30年度には、みんなの病院開院に合わせて公園を供用し、また、令和4年度には総合センター“ふらっと仏生山”がオープンしました。

一方、エリアの北側に計画されている、子育て支援や介護老人福祉施設等の機能については、その用途は立たず、長期にわたり未利用地となっている中、県との売買契約上、条件となっている用途指定期間が令和4年6月に満了となり、基本計画に位置付ける用途指定（子育て、介護機能）に限らず、多様な利活用の検討が可能となっております。

2 調査目的

当該エリアについては、当初の用途指定期間が終了しておりますが、行政目的で取得した経緯を踏まえ、今後の利活用については、行政課題の解決に資する活用方法も含めて幅広く検討を行っています。

そこで、民間事業者の皆様から御意見・御提案をいただき、様々な可能性を調査・把握したいと考えています。

3 エリア基本情報

所在地	高松市仏生山町甲207番地1 外
所有者	高松市土地開発公社
面積	9,381㎡ ※詳細は別添資料①【未利用地の概要及びこれまでの経過について】のとおり。
都市計画・法令制限	建ぺい率：60%、容積率：200% 用途：第一種住居 (3,000㎡を超える店舗・事務所等・ホテルや、遊戯施設などは制限) 立地適正化計画に定める区域：一般都市機能誘導区域、居住誘導区域
交通アクセス	・高松琴平電気鉄道琴平線「仏生山駅」より徒歩で約5分

周辺施設	高松市立みんなの病院、ふらっと仏生山、仏生山駅前公園、パーク アンドライド駐車場（１１６台分）
------	--

4 調査スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和７年３月２７日（木）～４月２５日（金）
参加申込	令和７年３月２７日（木）～４月２５日（金）
提案資料の提出	
対話の実施	令和７年５月１４日（水）～５月３０日（金）
結果の公表	令和７年６月中旬（予定）

5 調査対象者

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループ

6 対話内容

本市では、香川県農業試験場跡地北側エリアの今後の利活用について検討を行っているところですが、地域活性化や住民の健康増進、脱炭素の取組など、行政課題の解決に資することができるような利活用のアイデアを幅広く求めています。

- (１) 香川県農業試験場跡地北側エリアの利活用における事業アイデアをお聞かせください。

事業アイデアは、市場ニーズも踏まえ、以下の可能性も含めて御提案をお願いします。

- ① 住民の健康増進や地域福祉の充実を図れる提案
- ② 地域のにぎわい創出・交流促進など、地域の活性化を図れる提案
- ③ 地域の防災力の向上に資することができる提案
- ④ 再生可能エネルギーの活用等、脱炭素に資することができる提案

※上記のうち①が最も優先度が高く、②、③、④の順番で優先度は低くなります。

- (２) (１) の条件以外でも、地域貢献に資することができる提案があればお聞かせください。

- (３) 提案については、定期借地権の設定による事業アイデアをお聞かせください。

なお、定期借地権による提案が難しい場合は、売却等その他の活用方法について御提案をお願いします。

- (４) 施設の設置及び管理運営について、市が実施することは想定していません。

- (5) その他、事業実施に当たり、行政に期待する支援や配慮してほしい事項について、御意見をお聞かせください。

7 対話までの流れ

(1) 参加申込及び提案資料の提出

- ① 高松市ホームページから「参加申込書兼誓約書」をダウンロードいただき、必要事項を御記入の上、受付期間内に下記「7 (3) 提出方法」のいずれかの方法で御提出ください。
- ② 提案資料を事前に御提出いただく場合は、任意様式により作成していただき、受付期間内に下記「7 (3) 提出方法」のいずれかの方法で御提出ください。(提出後も提案資料の修正及び追加は可能ですが、対話実施日の3日前までに最終版を御提出ください。)

※提案資料の提出については任意といたします。(事前に御提出いただかず、対話当日に紙資料として御持参いただく場合は、高松市側分として6部御準備をお願いいたします。)

(2) 申込受付期間

令和7年3月27日(木)～4月25日(金) 午後5時まで

※申込受付時間は、土日祝を除いた平日の、午前8時半から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)となります。

(3) 提出方法

① 郵送又は持参による提出の場合

下記提出先まで、郵送又は持参にて御提出ください。

(提出先) 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市政策局政策課

② メールによる提出の場合

下記メールアドレス宛に御提出ください。

(メールアドレス) seisaku@city.takamatsu.lg.jp

(宛先) 高松市政策局政策課

・受信可能なデータは5MB以下となりますので、超過する場合は、分割又は圧縮してお送りいただくか、郵送又は持参にて御提出ください。

・メールの件名に、【サウンディング参加申込書提出】若しくは【サウンディング提案資料提出】を入れてください。

・受信確認のため、メールを送信した旨を申込受付時間内に電話連絡してください。(電話番号：087-839-2135)

・メールでお送りいただいた「参加申込書兼誓約書」については、対話当日に、

原本を御持参ください。

(4) 対話の実施

【日 時】令和7年5月14日(水)～5月30日(金)の期間のうち1日
1事業者につき1時間程度

【場 所】高松市役所本庁舎の会議室

【実施方法】知的財産保護の観点から、個別に実施します。

【備 考】・出席人数は、1申請団体につき3名以内とします。

・日程調整の上、申請団体の担当者宛に、実施日時及び場所をメールにて御連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも対話時点での想定のものとし、実施を約束するものではありません。

(2) 調査に関する費用の負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力依頼

必要に応じて、追加の対話やアンケート調査等を実施させていただく場合があります。その場合は、こちらから御連絡させていただきますので、御協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

実施結果については、概要を高松市ホームページ等で公表する予定です。なお、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は公表しません。また、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

(5) 参加条件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加申込書提出時点で、高松市指名停止等措置要綱(平成24年5月28日(高松市告示第403号))に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱に該当しない者であること。

9 問い合わせ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局政策課

電話番号：087-839-2135

F A X：087-839-2125

メールアドレス：seisaku@city.takamatsu.lg.jp